

総務課

☎089-333300

▼平成25・26年度 物品・施設業務等競争入札（見積）参加資格審査 申請当初受付のお知らせ

平成25・26年度に町が発注する物品購入・貸借・施設管理業務等の競争入札（見積を含む。）に参加するには事前に登録が必要です。町と取引を希望される業者の方は、次の期間内に申請を行ってください。

- 受付期間 平成24年12月10日（月）から平成25年1月31日（木）まで
●受付場所 総務課および各支所町民課（郵送または持参）

詳しくは、町ホームページに掲載していますのでご確認ください。

環境衛生課

☎089-333360

▼ドッグサポーター（保護犬の一時里親）募集！

町では、犬の殺処分ゼロを目指しています。さまざまな理由により家庭などで飼えなくなった犬を、ピースウインズ・ジャパン災害救助訓練センターでは一時保護していただきます。保護された犬は感染症などの防止のため、すぐにほかの犬と同じ施設へ入れることができないため、一時的に離して飼育する必要があります。現在、保護犬の一時飼育を行う対応施設がないため、一般の家庭で1週間程度の日常管理（散歩、餌やりなど）を行うボランティア「ドッグサポーター」の登録者を随時募集しています。

また、一時保護している犬の里親も募集しています。詳しくは、環境衛生課までお問い合わせください。



まちづくり推進課

☎089-333320

▼平成25年（2013年）版 県民手帳・農業日誌・ファミリー日誌・新農家暦の予約について

平成25年の県民手帳・農業日誌・ファミリー日誌・新農家暦の予約を受け付けています。

- 平成25年版 県民手帳
【ポケット版】
・販売価格 600円（消費税込）
【デスク版】
・販売価格 1,100円（消費税込）
平成25年（2013年）版 農業日誌・ファミリー日誌・新農家暦
【農業日誌】
・販売価格 1,470円（消費税込）

- 【ファミリー日誌】
・販売価格 1,470円（消費税込）
【新農家暦】
・販売価格 500円（消費税込）
●申し込み先
まちづくり推進課
または各支所町民課
●申し込み締切
12月5日（水）

※お渡しは、12月17日（月）以降に、申し込み先にて代金引き換えになります。

▼神石高原町の「キャッチフレーズ」を決める国民投票を実施します！

この中から「これだ！」という作品をひとつ選び投票してください。どなたでも投票でき、抽選でプレゼントが当たるかも！みなさんから選んでいただいた作品が神石高原町を「元氣」にします。

- ①気づけばマイブーム！神石高原
②仙境の里 神石高原
③悠々桃源郷 神石高原

- ④秘境の隠れ里 神石高原
⑤見る！触れる！食べる！
五感がめざめる 神石高原
⑥ときめき 神石高原
⑦発見！探検！ワクワク神石高原
⑧見る！触れる！食べる！
ワクワク神石高原
⑨いまさら、神石高原町なう。

※投票方法など詳しくは、神石高原町まちづくり推進課へ連絡いただくか町ホームページをご覧ください。

住民課

☎089-333344

▼「ねんきん2月間」のお知らせ

日本年金機構は厚生労働省と協力して、国民の皆さんに公的年金を身近に感じていただき、年金制度に対する理解を深めていただくよう、11月を「ねんきん2月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動を展開することとしています。

国民年金は公的年金の基本となる年金制度です。生涯にわたって受け取ることができる公的年金は、老後の生活に欠かせないものになっています。また国民年金には、将来給付を

▼「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます。《年末調整・確定申告まで大切に保管を》

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。この社会保険料控除を受けるためには、納めたことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成24年1月1日から9月30日までの間に保険料を納めた方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が、11月

受けられる高齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金の制度もあります。保険料を納めないまま放置すると、将来これらの年金を受け取ることができなくなる場合がありますので、保険料は納付期限までに納めましょう。便利で確実な口座振替をご利用ください。なお保険料を納めるのが難しい方は、ご本人の申請手続きによって、保険料の納付が免除または猶予される制度がありますのでご相談ください。

詳しくは、住民課または各支所町民課および日本年金機構備後府中年金事務所 ☎0847-41-7421 へお問い合わせください。

福祉課

☎089-333355

▼国民健康保険に加入されている方へ

●ご存じですか？高額療養費制度

高額療養費制度とは1カ月の医療費の自己負担額（食事代や診断書代などは対象外）が、自己負担限度額を超えた場合、超えた額が高額療養費として支給される制度です。

この高額療養費の対象となる方は、町より申請案内を行いますので、申請案内が届きましたら早め

に申請をしてください。

申請には必ず領収書が必要となりますので、大切に保管しておいてください。

なお、自己負担限度額は年齢や所得により異なりますので、詳しくお知りになりたい方は福祉課医療係までお問い合わせください。

産業課

☎089-333377

▼蜜蜂を飼育する方へ 「蜜蜂飼育届」の提出が義務づけられます。

平成25年1月1日に改正養蜂振興法が施行されます。蜜蜂を飼育する場合は、その年の飼育計画などを記入した「蜜蜂飼育届」を、毎年1月末までに、都道府県へ提出する必要があります。趣味で飼育する場合も提出が必要です。（手数料はかかりません）

なお、園芸作物の花粉交配用に飼育する場合など、届出が不要な場合もありますので、

詳しくは、
県庁畜産課
☎082-513-3604
または
県東部畜産事務所
☎084-921-1311 (代)

広島県ホームページ

蜜蜂飼育届